

## 【ご依頼】 特定原産地証明書を取得を目的としない製品の判定依頼について

2020年1月29日

日本商工会議所

近年、原産品判定依頼(承認)された製品が、1回も利用されていないケースが増えており、実際には特定原産地証明書を利用するために判定依頼を行う方々に影響が出ています。

そこで、原産品判定依頼を行う際、以下の点にご協力いただきますようお願いいたします。

### 1. 特定原産地証明書の取得以外の目的で製品の判定依頼は行わないでください

### 2. 次のようなケースは原産品判定依頼を行う必要がありません

#### ① 生産者が判定依頼した製品を、再度、輸出者が判定依頼を行う必要はありません

輸出者または生産者いずれかが判定依頼を行っていれば、再度判定依頼を行う必要はありません。

生産者がすでに判定承認を得ている場合は、輸出者はその判定を利用することができます(輸出者へ同意通知の手続きを行ってください)。

(参考) [特定原産地証明書発給申請マニュアル\(発給システム操作編\) P.34 同意通知を提出する](#)

#### ② 材料・部品の原産性を証明するために判定依頼を行う必要はありません

判定依頼者等から材料・部品の原産性を証明してほしいと求められた場合は、判定承認を取得する必要はなく、サプライヤー証明書もしくは「原産性を証明する書類(対比表、ワークシートなど)」を提出することで対応できます。

(参考) [原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 P.21 サプライヤー証明の例](#)

#### ③ 自己証明(日豪EPA)、認定輸出者制度(日スイス等)を利用する

日本商工会議所に判定依頼する必要はありません。

※ 発給申請時に、判定時の製品と同一の製品である旨、確認ができれば、特定原産地証明書の判定時の製品名を修正することが可能です。

タイプミス等の軽微な修正は、発給申請時に修正してください。

※ 判定取得した後、輸入者の要請を受けて、輸出製品のHSコードや製品名を修正する目的で判定依頼されるケースがあります。あらためて判定依頼するにあたり、必ず事前に輸入者へ内容を確認してから申請いただくようお願いいたします。

特に、HSコードは輸入国の税関が決定しますので、輸入国へ事前に確認していただくようお願いいたします。

### 3. お近くの判定事務所へ判定をご依頼ください

相手国税関から検認を受けた場合、原産品判定依頼を行った企業には、当該判定事務所へお越しいただくことがありますので、判定依頼はお近くの判定事務所のご利用をお勧めいたします。

#### 【お問合せ先】

(特定原産地発給業務全般について)

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 電話：03-3283-7850

(原産品判定について)

[日本商工会議所 各地事務所 \(お問合せ一覧\)](#)

(自己証明について)

EPA 活用のための相談窓口 (JETRO)

本部 (東京) Tel: 03-3582-5651

大阪本部 Tel: 06-4705-8606

受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (12 時～13 時を除く)

各地税関 お問合せ先

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

以上